

（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十三条 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章～第三章 省略

第三章の二 防衛特別所得税

第一節 総則（第五条の二―第五条の七）

第二節 個人の納税義務（第五条の八―第五条の二十三）

第三節 法人の納税義務（第五条の二十四・第五条の二十五）

第四節 源泉徴収（第五条の二十六―第五条の二十九）

第五節 雑則（第五条の三十・第五条の三十一）

第六節 罰則（第五条の三十二―第五条の三十七）

第四章 防衛特別法人税

第一節～第六節 省略

第五章～第七章 省略

附則

（趣旨等）

第一条 この法律は、令和五年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例に関する措置を講ずるとともに、防衛特別所得税及び防衛特別法人税（以下「防衛特別税」という。）を創設し、並びにたばこ税の税率の特例を定めるほか、防衛力強化資金の設置等について定めるものとする。

2 政府は、令和五年度以降の各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和四年度の当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額に係る費用の財源に充てるため、第五十八条第一項に定める財政投融资特別会計財政融資資金勘定

目次

第一章～第三章 同上

第四章 防衛特別法人税

第一節～第六節 同上

第五章～第七章 同上

附則

（趣旨等）

第一条 この法律は、令和五年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例に関する措置を講ずるとともに、防衛特別法人税を創設し、及びたばこ税の税率の特例を定めるほか、防衛力強化資金の設置等について定めるものとする。

2 政府は、令和五年度以降の各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和四年度の当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額に係る費用の財源に充てるため、第五十八条第一項に定める財政投融资特別会計財政融資資金勘定

及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入金並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金並びに同条第三項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入（第五十二条第二項において「防衛力強化税外収入」という。）並びに第五十八条第二項に定める防衛特別税の収入及びたばこ税の収入額に係る額並びに第五十五条の規定による防衛力強化資金からの受入金を確保するものとする。

3 省略

第三章の二 防衛特別所得税

第一節 総則

(定義)

第五条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 居住者 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。
- 二 非永住者 所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。
- 三 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。
- 四 内国法人 所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人をいう。
- 五 外国法人 所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人をいう。
- 六 人格のない社団等 所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。
- 七 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。）、第三十八条の三第五項又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。
- 八 防衛特別所得税申告書 第五条の十四第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は同条第二項の規定による申告書をいう。

及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入金並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金並びに同条第三項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入（第五十二条第二項において「防衛力強化税外収入」という。）並びに第五十八条第二項に定める防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額に係る額並びに第五十五条の規定による防衛力強化資金からの受入金を確保するものとする。

3 同上

九 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十一 更正の請求 国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

十二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十三 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十四 決定 第五条の二十一の場合を除き、国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

十五 源泉徴収 第四節の規定により防衛特別所得税を徴収して納付することをいう。

十六 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十七 充当 第五条の二十八の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用）

第五条の三 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2 所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第五条の七及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納税義務者及び源泉徴収義務者）

第五条の四 所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定に

より所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得税額につき、この法律により、防衛特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

(課税の対象)

第五条の五 居住者又は非居住者に対して課される令和九年分以後の各年の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。

2 内国法人又は外国法人に対して課される令和九年一月一日以後に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。

(基準所得税額)

第五条の六 この章（第五条の十第二項第二号を除く。）において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

一 非永住者以外の居住者 所得税法第七条第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所得税の額

二 非永住者 所得税法第七条第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三 非居住者 所得税法第七条第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十条の規定を除く。）により計算した所得税の額

四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九条の三の二第

五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十五条の規定を除く。)により計算した所得税の額

イ 所得税法第七条第一項第四号に定める所得

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同条第十三項に規定する外貨債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

五 外国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十九条の規定を除く。)により計算した所得税の額

イ 所得税法第七条第一項第五号に定める所得

ロ 租税特別措置法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

(納税地)

第五條の七 防衛特別所得税(源泉徴収に係るものを除く。)の納税地は、防衛特別所得税を納める義務がある者の所得税法第十五条又は第十六条の規定による所得税の納税地(同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)とする。

2| 源泉徴収に係る防衛特別所得税の納税地は、源泉徴収をする義務がある者の所得税法第十七条の規定による所得税の納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)とする。

3| 所得税法第十九条の規定は、所得税の納税地の指定の処分取消しがあつた場合における防衛特別所得税について準用する。

第二節 個人の納税義務

（個人に係る防衛特別所得税の課税標準）

第五条の八 個人に対して課する防衛特別所得税の課税標準は、その個人のその年分の基準所得税額とする。

（個人に係る防衛特別所得税の税率）

第五条の九 個人に対して課する防衛特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第五条の十 防衛特別所得税申告書を提出する居住者が令和九年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この章において「復興財確法」という。）第十三条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額として政令で定める金額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2| 防衛特別所得税申告書を提出する非居住者が令和九年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法

第百六十五条の五の三第一項及び復興財確法第十三条の二第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その年の所得税法第百六十五条の五の三第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税額計算規定（同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条及び同法第百六十五条の六の規定を除く。）をいう。第一号において同じ。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

一| その年の所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額とその年分の同法第六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき所得税額計算規定により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）とのうちいずれか少ない金額

二| その年の復興財確法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額と前号に規定する所得税の額のみをその年分の復興財確法第十条に規定する基準所得税額として復興財確法第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額とのうちいずれか少ない金額

3| 前二項の規定は、防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額（第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される同法第六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

4| 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国税額の控除）

第五条の十一 防衛特別所得税申告書を提出する居住者が令和九年以後の各年において所得税法第九十五条第一項及び復興財確法第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の防衛特別所得税の額のうち、その年において生じた所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2| 防衛特別所得税申告書を提出する非居住者が令和九年以後の各年にお

いて所得税法第六十五条の六第一項及び復興財確法第十四条第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、所得税法第六十五条の六第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

3 前二項の規定は、防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国所得税等の額（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。）を、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（防衛特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例）

第五條の十二 防衛特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する防衛特別所得税の額は、第五條の八から前条までの規定により計算した防衛特別所得税の額によらず、その者のその年分の第五條の第十四第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額の合計額による。

（予定納税）

第五條の十三 令和九年分以後の各年分の所得税法第四百四条第一項に規定

する控除した金額及び当該控除した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第一百七条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税に係る防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2| 前項の規定により納付すべき防衛特別所得税及び復興財確法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税がある場合においては、同条第二項の規定は適用せず、所得税法第二編第五章第一節（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法百四条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を」と、同法第一百七条第一項中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法百十一条第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法百十四条第一項から第三項まで及び百十五条中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」とする。

3| 第一項の規定及び復興財確法第十六条第一項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付があつた場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、その納付額を第一項の規定及び同条第一項の規定により併せて納付すべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

4| 前項の規定により納付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税標準及び税額の申告）

第五條の十四 所得税法第二百二十条第一項、第二百二十四条第一項（同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書

を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 その年分の確定申告書に係る基準所得税額

二 前号に掲げる基準所得税額につき第五条の九から第五条の十一までの規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

三 その年分の所得税法第二百十条第一項第四号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額（当該防衛特別所得税の額のうちに、出国申告書（同法第二百二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する防衛特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を提出したことにより、又は出国申告書に係る防衛特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額その他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この号及び次号並びに次項第一号において「源泉徴収特別税額」という。）がある場合には、前号に掲げる防衛特別所得税の額からその源泉徴収特別税額を控除した金額

四 その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる防衛特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、前号に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2| 確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

二 前項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

3| その年分の防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書は、当該防衛特別所得税と年分が同一である所得税に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に併せて提出しなければならない。

4| 第一項第四号及び第二項第二号に規定する予納特別税額とは、次に掲

ける税額の合計額（当該税額のうち、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る防衛特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

一 前条第一項の規定により納付すべき防衛特別所得税の額

二 その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る防衛特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき防衛特別所得税の額

5|

所得税法第七十二条第一項の規定による申告書（以下この項において「非居住者給与等申告書」という。）を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第七十二条第一項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

二 所得税法第七十二条第一項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

三 第一号に掲げる防衛特別所得税の額から前号に掲げる防衛特別所得税の額を控除した金額

四 その者が所得税法第七十一条に規定する退職手当等について同条の選択をする場合には、次に掲げる事項

イ 所得税法第七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

ロ 所得税法第七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額（当該所得税の額のうち同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額を含む。）

ハ イに掲げる防衛特別所得税の額からロに掲げる防衛特別所得税の額を控除した金額

五 第一号及び前号イに掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

6 所得税法第七十三条第一項の規定による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

二 所得税法第七十二条第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額（当該所得税の額のうち同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額を含む。）

三 前号に掲げる防衛特別所得税の額から第一号に掲げる防衛特別所得税の額を控除した金額

四 第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

7 第三項の規定は、その年分の防衛特別所得税に係る第五項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは前項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは更正請求書について準用する。この場合において、第三項中「確定申告書、修正申告書又は」とあるのは、「所得税法第七十二条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは同法第七十三条第一項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは」と読み替えるものとする。

（申告による納付等）

第五条の十五 前条第一項の規定による防衛特別所得税申告書を提出した者は、当該防衛特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第四号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第四号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。）があるときは、当該金額に相当する防衛特別所得税を当該防衛特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

- 2| 前項の規定により防衛特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十条第二項の規定により防衛特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第二百二十八条から第三十条まで（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該防衛特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。
- 3| 前項の規定及び復興財産法第十八条第二項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付があつた場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、その納付額を前項の規定及び同条第二項の規定により併せて納付すべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。
- 4| 前条第一項の規定による防衛特別所得税申告書を提出した者が第一項の規定により納付すべき防衛特別所得税の額（第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第三百三十三条第一項の申請書を提出する場合には、当該防衛特別所得税の額からその申請書に記載した次項の規定による延納を求めようとする防衛特別所得税の額を控除した額）の二分の一に相当する金額以上の防衛特別所得税を第一項の規定による納付の期限内までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができる。この場合においては、同法第三百三十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。
- 5| 税務署長は、所得税法第三百三十二条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、当該延納に係る所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の延納を併せて許可するものとする。
- 6| 前項の規定による防衛特別所得税の延納の許可及び復興財産法第十八条第五項の規定による復興特別所得税の延納の許可をする場合においては、同条第六項の規定は適用せず、所得税法第三百三十二条第二項及び第三百三十三条から第三百三十七条まで（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額

の合計額」と、同項ただし書中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法第三百三十三条第一項中「所得税の額及び」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額並びに」と、同条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同条第四項中「所得税の額及び」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額並びに」と、同条第五項及び同法第三百三十五条第一項第一号中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の第十四第一項第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる防衛特別所得税の額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる復興特別所得税の額の合計額」と、同法第三百三十六条第一項中「所得税に」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に」と、同項第一号及び第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同法第三百三十七条中「所得税に」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に」と、「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」とする。

71

所得税法第三百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第一百七十二条第二項の規定による納税管理人の届出をし、かつ、政令で定めるところにより当該防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書の提出期限までに当該防衛特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該国外転出の日から満了基準日（当該国外転出の日から五年を経過する日又は所得税法第三百三十七条の二第一項に規定する帰国等の場合に該当することとなった日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第三百三十七条の二（第一項及び第二項を除く。）の規定を準用する。

8| 前項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第三十七条の二第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

9| 所得税法第三十七条の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、政令で定めるところにより当該防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書の提出期限までに当該防衛特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する贈与の日から贈与満了基準日（当該贈与の日から五年を経過する日又は同項に規定する受贈者帰国等の場合に該当することとなった日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、同条（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

10| 所得税法第三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、政令で定めるところにより当該防衛特別所得税の額に相当する担保を供し、かつ、当該防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書の提出期限までに同項に定めるところにより国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その相続の開始の日から相続等満了基準日（当該相続の開始の日から五年を経過する日又は所得税法第三十七条の三第二項に規定する相続人帰国等の場合に該当することとなった日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

11| 前二項に規定する贈与納税猶予分の所得税額又は相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第三十七条の三第三項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは、「十年」とする。

12| 前条第五項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる金額（同項第四号ハに掲げる金額がある場合には、同項第三号に掲げる金額と同項第四号ハに掲げる金額との合計額）に相当する防衛特別所得税を当該申告書の提出期限までに、国に納付しなければならぬ。

13| 前項の規定により防衛特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十条第二項の規定により防衛特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第七十二条第三項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該防衛特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

14| 第三項の規定は、前項の規定及び復興財産法第十八条第十三項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付があった場合について準用する。この場合において、第三項中「同条第三項」とあるのは「同条第十四項において準用する同条第三項」と、「前項の規定及び同条第二項」とあるのは「第十三項の規定及び同条第十三項」と読み替えるものとする。

15| 第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により納付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第五條の十六 防衛特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該防衛特別所得税申告書に第五條の第十四第二項第一号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該防衛特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する防衛特別所得税を還付する。

2| 前項の場合において、同項の防衛特別所得税申告書に記載された第五條の第十四第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3| 防衛特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該防衛特別所得税申告書に第五條の第十四第二項第二号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該防衛特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

4| 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の防衛特別所得税申告書に係る年分の予納特別税額について納付され

た延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

5| 前各項（第二項を除く。）の規定により還付する防衛特別所得税は、所得税法第三百三十八条又は第三百三十九条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

6| 前項の規定及び復興財確法第十九条第五項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があつた場合においては、同条第六項の規定にかかわらず、その還付額を前項の規定及び同条第五項の規定により併せて還付する防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

7| 所得税法第三百三十八条第三項及び第四項並びに第三百三十九条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項、第三項及び第四項の規定により還付する防衛特別所得税について準用する。

8| 第五条の第十四第六項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げる金額に相当する防衛特別所得税を還付する。

9| 前項の場合において、同項の申告書に記載された第五条の第十四第六項第二号に掲げる防衛特別所得税の額（第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収されるべきものに限る。）のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

10| 第八項の規定により還付する防衛特別所得税は、所得税法第七十三条第二項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

11| 第六項の規定は、前項の規定及び復興財確法第十九条第十項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があつた場合について準用する。この場合において、第六項中「同条第六項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第六項」と、「前項の規定

及び同条第五項」とあるのは「第十項の規定及び同条第十項」と読み替えるものとする。

12| 所得税法第七十三条第四項の規定は、第八項の規定により還付する防衛特別所得税について準用する。

13| 第六項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（青色申告）

第五條の十七 所得税法第四百三十三條（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の承認を受けている者は、防衛特別所得税申告書及び防衛特別所得税申告書に係る修正申告書（次項において「防衛特別所得税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2| 個人が所得税法第五十條第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定により同法第四百三十三條の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定める年分以後の各年分の防衛特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した防衛特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する防衛特別所得税申告書等をいう。）以外の申告書とみなす。

（期限後申告及び修正申告等の特例）

第五條の十八 所得税法第五十一條の二（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五十一條の二第一項に規定する総所得金額のうち同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていないことにより、当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九條第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

2| 所得税法第五十一條の三（同法第六十六條において準用する場合

を含む。)の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受け
た者の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の
基礎となる同法第五十一条の第三項に規定する総所得金額のうち
同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金
額若しくは雑所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金
額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業
所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれていることにより、当該防衛
特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十
九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

3| 所得税法第五十一条の四(同法第六十六条において準用する場合
を含む。)の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受け
た者の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の
基礎となる同法第五十一条の第四項各号に規定する事業所得の金額
、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する
事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に
該当することとなったことにより、当該防衛特別所得税申告書又は決定
に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項
各号の事由が生じたときについて準用する。

4| 所得税法第五十一条の第五項、第四項及び第五項(これらの規定
を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、第五条
の第十四第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第五十一条の五
第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者
が、第五条の第十四第一項の規定による申告書を提出すべき場合について
準用する。

5| 所得税法第五十一条の第六項(同法第六十六条において準用す
る場合を含む。)の規定は、同法第五十一条の第五項から第三項ま
での規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続
人が提出すべき防衛特別所得税申告書について準用する。

6| 所得税法第五十一条の六(同法第六十六条において準用する場合
を含む。)の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受け
た者について生じた同法第五十一条の六第一項に規定する遺産分割等
の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する
対象資産が増加し、又は減少したことに基因して、当該防衛特別所得税

申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

(更正の請求の特例)

2 | 第五条の十九 所得税法第五十二条(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五十二条に規定する各種所得の金額につき同条に規定する事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

2 | 所得税法第五十三条(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第五条の第十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となることについて準用する。

1 | 確定申告書に記載すべき所得税法第二百一十条第一項第一号若しくは第三号から第五号まで、第二百二十二条第一項第一号から第三号まで又は第二百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)に掲げる金額

2 | 防衛特別所得税申告書に記載すべき第五条の第十四第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額

3 | 所得税法第五十三条の二(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、同法第五十三条の二第一項に規定する国外転出の日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する有価証

券等に係る譲渡所得等の金額につき同法第六十条の二第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定の適用があることにより、当該年分の防衛特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

一 第五条の第十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 第五条の第十四第二項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

4 | 所得税法第五十三条の三（同法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該年分の防衛特別所得税につき前項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

5 | 所得税法第五十三条の四（同法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同条第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなったことにより、当該年分の防衛特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

6| 所得税法第五十三條の五（同法第六十七條において準用する場合を含む。）の規定は、相続の開始の日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第五十一條の六第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該年分の防衛特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときに準用する。

7| 所得税法第五十三條の六の規定は、同条に規定する国外転出の日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該防衛特別所得税申告書に係る第五條の第十四第一項第二号に掲げる防衛特別所得税の額の計算において第五條の十一第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五條の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五條第一項の規定の適用があることにより、当該年分の防衛特別所得税につき第三項第一号に掲げる場合に該当することとなるときに準用する。

（更正及び決定）

第五條の二十 防衛特別所得税及び所得税に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの税に係る更正又は決定に併せて行わなければならない。

2| 所得税法第五十五條第二項（同法第六十八條において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定により更正通知書（同項に規定する更正通知書をいう。）にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う防衛特別所得税の更正について準用する。

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第五條の二十一 個人の各年分の防衛特別所得税につき更正（当該防衛特別所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五條の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第三項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第五條の第十四第二項第一号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する防衛特別所得税を還付

する。

2| 前項の場合において、同項の規定による還付金の額の計算の基礎となつた第五条の第十四第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3| 個人の各年分の防衛特別所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第五条の第十四第二項第二号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

4| 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

5| 前各項（第二項を除く。）の規定により防衛特別所得税を還付する場合において、所得税法第百五十九条又は第百六十条（これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該防衛特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

6| 前項の規定及び復興財確法第二十三条第五項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があつた場合においては、同条第六項の規定にかかわらず、その還付額を前項の規定及び同条第五項の規定により併せて還付する防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

7| 所得税法第百五十九条第三項及び第四項並びに第百六十条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項、第三項及び第四項の規定により還付する防衛特別所得税について準用する。

8| 第六項の規定により還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準の端数計算等)

第五条の二十二 この節の規定により課する防衛特別所得税(附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。)の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2| この節の規定により納付すべき防衛特別所得税の確定金額の端数計算、復興財確法第四章第二節の規定により納付すべき復興特別所得税(附帯税を除く。次項において同じ。)の確定金額の端数計算並びに当該防衛特別所得税及び復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除く。同項において同じ。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条及び復興財確法第二十四条第二項の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3| この節の規定及び復興財確法第四章第二節の規定により還付すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税に係る還付金等(国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等をいう。次条第一項及び第五条の二十九第三項において同じ。)の額の端数計算については、復興財確法第二十四条第三項の規定にかかわらず、防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

4| この節の規定及び復興財確法第四章第二節の規定により納付すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額(以下この条及び第五条の二十九第三項において「附帯税等」という。)の計算については、復興財確法第二十四条第四項の規定にかかわらず、その計算の基礎となるべきその年分の防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の合計額によって行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となつた防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を防衛特別所得税、復興特別所得税又は所得税に係る附帯税等の額とする。

5| この節の規定及び復興財確法第四章第二節の規定により還付すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税に係る還付加算金の計算

については、復興財確法第二十四条第五項の規定にかかわらず、その年の防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額又は防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の合計額によって行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額を防衛特別所得税、復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とする。

6| 前二項の規定により防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

7| 第四項又は第五項の規定により按分された額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(充当の特例)

第五條の二十三 還付金等又は還付加算金を未納の防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に充当するときは、復興財確法第二十五条第一項の規定にかかわらず、これらの税に併せて充当しなければならない。

2| 前項の規定による充当があつた場合においては、その充当に係る金額を納付すべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の充当があつたものとする。

3| 前項の規定により充当があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 法人の納税義務

(法人に係る防衛特別所得税の課税標準)

第五條の二十四 法人に対して課する防衛特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額とする。

(法人に係る防衛特別所得税の税率)

第五條の二十五 法人に対して課する防衛特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節 源泉徴収

(源泉徴収義務等)

第五條の二十六 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三條の三第三項、第六條第二項(同條第十三項において準用する場合を含む。)、第八條の三第三項、第九條の二第二項、第九條の三の二第一項、第三十七條の十一の四第一項、第三十七條の十四第八項、第四十一條の九第三項、第四十一條の十二第三項、第四十一條の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一條の二十二第二項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(令和九年一月一日以後に行うべきものに限る。)の際、防衛特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第二條第八号に規定する法定納期限をいう。第五條の二十八第一項において同じ。)までに、当該防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2| 前項の規定により徴収すべき防衛特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額(第五條の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額)に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

3| 前二項並びに復興財確法第二十八條第一項及び第二項の場合において、第五條の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項各号に定める金額のうち同條第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同條第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、復興財確法第二十八條第三項の規定にかかわらず、当該金額は、第一項の規定及び同條第一項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を限度として当該合計額から控除するものとする。

4 | 前項の規定の適用がある場合における第五条の九、第五条の十四及び前条の規定の適用については、第五条の九中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（所得税法第七十条の規定及び第五条の二十六第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」と、第五条の十四第一項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る第五条の二十六第三項の規定により控除された金額に相当する金額及び第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち防衛特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」とする。

5 | 第三項の規定の適用がある場合における復興財確法第十三条、第十七条及び第二十七条の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「第五条の九」とあるのは「復興財確法第十三条」と、「及び第五条の二十六第三項」とあるのは「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第三項」と、「第五条の十四第一項第三号」とあるのは「復興財確法第十七条第一項第三号」と、「係る」とあるのは「係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」と、「第五条の三十一第一項」とあるのは「同法第五条の三十一第一項」と、「適用される同法」とあるのは「適用される租税特別措置法」と、「防衛特別所得税」とあるのは「復興特別所得税」と、「前条」とあるのは「復興財確法第二十七条」と、「次条第三項」とあるのは「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十六第三項」と読み替えるものとする。

6 | 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。）の際、当該還付をする所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に相当

する防衛特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

一 租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項又は第三十七条の十一の六第七項の規定 これらの規定により令和九年一月一日以後に行うべき還付

二 租税特別措置法第四十一条の十二第五項又は第六項の規定 これらの規定により令和九年一月一日以後に発行された同条第七項に規定する割引債について行うべき還付

7| 租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定並びに復興財確法第二十八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、その還付（租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により令和九年一月一日以後に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額が、租税特別措置法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第一項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する防衛特別所得税及び復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

8| 所得税法第二百五条（租税特別措置法第四十一条の二十二第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第一項の規定による防衛特別所得税の徴収が行われたものとみなす。

9| 所得税法第四編第七章の規定は、第一項の規定により徴収して納付すべき防衛特別所得税について準用する。

10| 前各項の規定並びに復興財確法第二十八条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の徴収及び納付又は還付があつた場合においては、同条第九項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百二・一分の一に相当する額の防衛特別所得税、百二・一分の一・一に相当する額の復興特別所得税及び百二・一分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。

11 第一項の規定若しくは復興財確法第二十八条第一項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の徴収及び納付があつた場合（当該所得税について第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定の適用があつた場合に限る。）又は第七項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があつた場合においては、前項の規定及び復興財確法第二十八条第十項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第一項若しくは第七項の規定又は同条第一項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。

12 第六項及び第七項の規定による還付の手続、前二項の規定により徴収及び納付又は還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第五條の二十七 居住者に対して支払うべき所得税法第八十三条第一項に規定する給与等（次条第一項において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。この場合において、復興財確法第二十九条第一項の規定は、適用しない。

一 所得税法第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定による所得税の額並びに当該所得税に係る前条第二項に規定する防衛特別所得税の額及び復興財確法第二十八条第二項に規定する復興特別所得税の額 所得税法別表第二から別表第四までに定める金額並びにこの法律に定める防衛特別所得税の額及び復興財確法に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

二 所得税法第八十九条第一項の規定により計算した所得税の額並びに当該所得税に係る前条第二項に規定する防衛特別所得税の額及び復興財確法第二十八条第二項に規定する復興特別所得税の額 所得税法第八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法並びにこの法律

に定める防衛特別所得税の額及び復興財確法に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額
2| 前条第十項及び第十二項の規定は、前項に規定する金額による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があつた場合に於いて準用する。

3| 第一項に規定する金額による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付が行われる場合においては、復興財確法第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、復興財確法第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「から第三十条まで」とあるのは、「若しくは第三十条又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十七」とする。

4| 財務大臣は、第一項第一号の表又は同項第二号の方法を定めたときは、これを告示する。

(年末調整)

第五條の二十八 所得税法第九十条に規定する給与等の支払者が、同条に規定する居住者に対してその年最後に支払う給与等につき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を徴収する場合において、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額に比し過不足があるときは、復興財確法第三十条第一項の規定にかかわらず、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収して当該所得税の法定納期限までに国に納付しなければならない。

一| 所得税法第八十三条第一項の規定、第五条の二十六第一項の規定及び復興財確法第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
二| 所得税法第九十条第二号に掲げる税額（租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した後の税額。以下この号において「対象額」という。）、対象額に百分の一を乗じて計算した防衛特別所得税の額及び対象額に百分の一を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

2| 前項の規定による充当又は納付が行われる場合においては、所得税法第九十一条から第九十三条までの規定並びに復興財確法第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、所得税法第九十一条中「前条の場合」とあるのは「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（次条において「特別措置法」という。）第五條の二十八第一項（年末調整）の場合」と、「同条」とあるのは「同項」と、「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法第九十二条第一項中「第九十条」とあるのは「特別措置法第五條の二十八第一項」と、「同条」とあるのは「第九十条（年末調整）に規定する」と、「同条の」とあるのは「第九十条（年末調整）」に規定する」と、「同条第二項中「第九十条に」とあるのは「特別措置法第五條の二十八第一項に」と、「同条の居住者」とあるのは「第九十条に規定する居住者」と、「第九十条」とあるのは「特別措置法第五條の二十八第一項」と、同項第一号中「及び第九十条」とあるのは「の規定、特別措置法第五條の二十六第一項（源泉徴収義務等）及び第五條の二十八第一項の規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「復興財確法」という。）第二十八條第一項（源泉徴収義務等）」と、「の額」とあるのは「防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、「同項第二号中「の規定」とあるのは「の規定、特別措置法第五條の二十六第一項の規定及び復興財確法第二十八條第一項の規定」と、「の額」とあるのは「防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」と、復興財確法第三十五條第一項及び第三十六條第一項中「から第三十條まで」とあるのは「若しくは第二十九條又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五條の二十八」とする。

3| 第五條の二十六第十項及び第十二項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十一条若しくは第九十二条の規定による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があった場合について準用する。

（源泉徴収に係る防衛特別所得税の課税標準の端数計算等）

第五條の二十九 源泉徴収に係る防衛特別所得税（附帯税を除く。次項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第一百十八

条の規定は、適用しない。

2| 源泉徴収に係る防衛特別所得税の確定金額の端数計算、源泉徴収に係る復興特別所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算並びに当該防衛特別所得税及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条及び復興財確法第三十一条第二項の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によつて行い、当該合計額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3| 第五条の二十二第三項から第七項までの規定は源泉徴収に係る防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について、第五条の二十三の規定は還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用する。

第五節 雑則

（当該職員の質問検査権等）

第五条の三十 国税通則法第七十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、防衛特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。

2| 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による防衛特別所得税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第五条の三十一 この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所得税法第四十五条第一項	額は、	額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要
--------------	-----	--------------------------------

	<p>所得税法第四十五条第一 項第二号</p>
	<p>所得税 (</p>
<p>な財源の確保に関する 特別措置法(第二号に おいて「復興財確法」 という。)第三十三条 第一項(復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れるこの項の規定にか かわらず、</p>	<p>所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税)</p>
<p>の規定</p> <p>(これらの規定を我が 国の防衛力の抜本的な 強化等のために必要な 財源の確保に関する特 別措置法第五条の十五 第四項及び第七項(申 告による納付等)(同 条第八項の規定により 適用する場合を含む。)並びに第九項及び第 十項(これらの規定を 同条第十一項の規定に より適用する場合を含 む。)において準用す る場合並びに同条第六 項の規定により適用す る場合並びに復興財確 法第十八条第四項及び</p>	

	所得税法第四十五条第一 項第三号	所得税法第九十三条第一 項	
所得税の額	所得税	係る所得税の額	その
第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、その

<p>所得税法第九十五条第二項</p>	<p>所得税法第一百五十三条</p>
<p>の控除限度額と</p>	<p>ときは</p>
<p>の控除限度額、復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額及び防衛特別所得税控除限度額として政令で定める金額と</p>	<p>ときは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず</p>
<p>掲げる金額につき</p>	<p>（若しくは）又は</p> <p>掲げる金額又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二第八号（定義）に規定する防衛特別所得税申告書に記載すべき同法第五条の十四第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第一号若しくは</p>

	所得税法第百六十五條の 五の三第一項		所得税法第百六十五條の 六第二項
	係る所得税の額	控除限度額	の控除限度額と ときは
は第二号（課税標準及 び税額の申告）に掲げ る金額につき	係る所得税、防衛特別 所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	東日本大震災からの復 興のための施策を実施 するために必要な財源 の確保に関する特別措 置法第三十三条第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法の適用の特 例等）の規定により読 み替えて適用されるこ の項の規定にかかわら ず、控除限度額	の控除限度額、復興特 別所得税控除限度額と して政令で定める金額 及び防衛特別所得税控 除限度額として政令で 定める金額と
			ときは、東日本大震災 からの復興のための施 策を実施するために必 要な財源の確保に関す る特別措置法第三十三 条第一項（復興特別所

	所得税法第七十六条第 三項	所得税 （	所得税の額	所得税法第七十六条第 四項	所得税法第八十条の二 第三項
得税に係る所得税法の 適用の特例等）の規定 により読み替えて適用 されるこの項の規定に かかわらず	所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税 （	）の額は、東 日本大震災からの復興 のための施策を実施す るために必要な財源の 確保に関する特別措置 法第三十三条第一項（ 復興特別所得税に係る 所得税法の適用の特例 等）の規定により読み 替えて適用されるこの 項の規定にかかわらず	所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税の合計額	所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税の合計額	所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税 （

<p>所得税法第八十条の二 第四項</p>	<p>租税特別措置法第八條の 四第三項第四号</p>	<p>）の額は</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額</p>	<p>同法第九條の六 第三項</p>
<p>）の額の合計額は、東 日本大震災からの復興 のための施策を実施す るために必要な財源の 確保に関する特別措置 法第三十三條第一項（ 復興特別所得税に係る 所得税法の適用の特例 等）の規定により読み 替えて適用されるこの 項の規定にかかわらず</p>	<p>所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税の額の合計額</p>	<p>所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税の額の合計額</p>	<p>所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税の額の合計額</p>	<p>我が国の防衛力の抜本 的な強化等のために必 要な財源の確保に関す る特別措置法（以下こ の項において「特別措 置法」という。）第五 條の三十一第一項（防 衛特別所得税に係る所 得税法の適用の特例等 ）の規定により読み替 えて適用される租税特 別措置法第九條の六第</p>	

	同法第九条の六の二第三項	同法第九条の六の三第三項	同法第九条の六の四第三項	及び当該	係る同法	所得税の額に	という。()
三項	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第三項	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の四第三項	並びに当該	係る特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額に	という。()並びに特別措置法第五条の二十六

<p>その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と同法</p>	<p>第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する金額のうち所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「特定防衛調整対象外国税相当額」という。）</p>
<p>特定調整外国税相当額（「</p>	<p>特定調整外国税相当額及び特定防衛調整対象外国税相当額（「と、「控除限度額」とある</p>

租税特別措置法第九条の	三の二第三項 租税特別措置法第九条の	
の額	同項 、当該	同法第八条の四 第一項の規定に よる所得税の額 と、同条第三 項
、防衛特別所得税及び	第一項 、東日本大震災からの 復興のための施策を 実施するために必要 な財源の確保に 関する特別 措置法（平成二十三年 法律第十七号）第三 十三条第一項の規 定により読み替 えて適用される この項の規定に かわらず、当該	租税特別措置法第八 条の四第一項の規 定による所得税の 額」と、同 条第三項 のは「東日本大震 災からの復興のた めの施策を実施す るために必要な 財源の確保に關 する特別措置法第 三十三條第一項 （復興特別所得 税に係る所得税 法の適用の特例 等）の規定に よる読み替えて 適用されるこの 項の規定にか かわらず、控除 限度額

三の二第三項第一号	租税特別措置法第九条の三の二第六項	所得税法	復興特別所得税の額の合計額
及び当該上場株式等の配当等に係る同法	並びに当該上場株式等の配当等に係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）	は、同法	は、所得税法
に相当する	に相当する金額及び特別措置法第五条の二十六第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する		

	政令	<p>する特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>
<p>租税特別措置法第九条の六第一項</p>	政令	<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令</p>
<p>租税特別措置法第九条の六第三項及び第四項</p>	所得税の額	<p>所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>
<p>租税特別措置法第九条の六の二第一項</p>	政令	<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の</p>

租税特別措置法第九条の六の二第三項及び第四項	所得税の額	規定にかかわらず、政令
租税特別措置法第九条の六の三第一項	政令 所得税の額	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令
租税特別措置法第九条の六の三第三項及び第四項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法第九条の六の四第一項	政令	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措

<p>租税特別措置法第三十九条 第四項第二号</p>	<p>租税特別措置法第三十九条 第四項</p>	<p>租税特別措置法第九条の 六の四第三項及び第四項</p>		
<p>第一百五十一条の 三第一項</p>	<p>所得税につき所 得税法第五百十 三条の二第一項 各号</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額</p>	
<p>第一百五十一条の三第一 項（特別措置法第五条 の十八第二項において 準用する場合を含む。</p>	<p>所得税及び当該所得税 に係る防衛特別所得税 につき所得税法第五百 十三條の二第一項各号 又は我が国の防衛力の 抜本的な強化等のため に必要な財源の確保に 関する特別措置法（以 下この項において「特 別措置法」という。） 第五条の十九第三項各 号</p>	<p>所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税の合計額</p>	<p>所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 税の合計額</p>	<p>置法第三十三條第一項 の規定により読み替え て適用されるこの項の 規定にかかわらず、政 令</p>

	租税特別措置法第二十九条 第四項第三号		租税特別措置法第四十条 第三項	租税特別措置法第四十条 第四項第一号	同法第五十三 条の三第一項	同項	同法第五十三 条の五	所得税	及び	所得税（当該所 得税
所得税法第五十三 条の三第一項（特別措置 法第五条の十九第四項 において準用する場合 を含む。）	同項（特別措置法第五 条の十八第六項におい て準用する場合を含む 。）	所得税法第五十三 条の五（特別措置法第五 条の十九第六項におい て準用する場合を含む 。）	所得税及び当該所得税 に係る防衛特別所得税	並びに我が国の防衛力 の抜本的な強化等のた めに必要な財源の確保 に関する特別措置法第 五条の三十一第一項（ 防衛特別所得税に係る 所得税法の適用の特例 等）の規定により読み 替えられた	所得税及び防衛特別所 得税（これらの税					

第二十項	租税特別措置法第四十条 第二十二項	租税特別措置法第四十条 の三の三第二十二項各号 、第二十三項及び第二十 五項	租税特別措置法第四十条 の三の三第二十六項	同項の	の額及び復興特別所得 税の額
所得税に係る延	同項	所得税	ときは	同項の規定及び東日 本大震災からの復興の ための施策を実施する ために必要な財源の確 保に関する特別措置法 第三十三条第一項の規 定により読み替えて適 用されるこの項の	ときは、東日本大震災 からの復興のための施 策を実施するために必 要な財源の確保に関す る特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される この項の規定は適用せ ず
所得税、防衛特別所得	第一項	所得税及び防衛特別所 得税	ときは、東日本大震災 からの復興のための施 策を実施するために必 要な財源の確保に関す る特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される この項の規定は適用せ ず	同項の規定及び東日 本大震災からの復興の ための施策を実施する ために必要な財源の確 保に関する特別措置法 第三十三条第一項の規 定により読み替えて適 用されるこの項の	ときは、東日本大震災 からの復興のための施 策を実施するために必 要な財源の確保に関す る特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される この項の規定は適用せ ず

	滞税	税及び復興特別所得税に係る延滞税	
<p>租税特別措置法第四十条の三の四第一項</p>	<p>には</p>	<p>には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず</p>	
<p>租税特別措置法第四十一条の十九第三項</p>	<p>次の</p>	<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源</p>	
<p>租税特別措置法第四十条の三の四第五項第三号から第五号まで、第六項及び第七項</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税</p>	
<p>所得税の額以外</p>	<p>所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額以外</p>	<p>及び当該所得税の額に係る同法</p>	<p>並びに当該所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額に係る国税通則法</p>
<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額</p>	<p>所得税の額</p>	<p>並に当該所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額</p>

<p>租税特別措置法第九十三 条第一項第一号</p>	<p>租税特別措置法第九十三 条第一項</p>	<p>租税特別措置法第六十六 条の七第四項第一号及び 第六十六条の九の三第三 項第一号</p>		<p>、法人税</p>	<p>、防衛特別所得税の額 （附帯税の額を除く。 ）、法人税</p>		<p>所得税の額</p>	<p>の確保に関する特別措 置法第三十三条第一項 の規定により読み替え て適用されるこの項の 規定にかかわらず、次 の</p>
	<p>場合</p>	<p>にかかわらず</p>		<p>、法人税</p>	<p>及び東日本大震災から の復興のための施策を 実施するために必要な 財源の確保に関する特 別措置法（第一号にお いて「復興財確法」と いう。）第三十三条第 一項の規定により読み 替えて適用されるこの 項の規定にかかわらず</p>		<p>所得税並びに当該所得 税に係る防衛特別所得 税及び復興特別所得税 の額</p>	<p>の場合、我が国の防衛力 の抜本的な強化等のた めに必要な財源の確保 に関する特別措置法第 五条の十五第四項及び</p>

<p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第三条第二項</p>	<p>政府は</p>	<p>第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合並びに同条第六項の規定により適用する場合並びに復興財確法第十八条第四項及び第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合</p>
<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。以下この条において「復興財確法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず、政府は</p>		

<p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第三項</p>	
<p>政府は</p>	<p>同条</p> <p>同法第二百三條の二</p>
<p>復興財確法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず</p>	<p>これら</p> <p>復興財確法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず</p> <p>政府は</p> <p>所得税法第二百三條の二、特別措置法第五條の二十六第一項及び復興財確法第二十八條第一項</p>
<p>同法第八十三條</p>	<p>同条</p> <p>これら</p> <p>復興財確法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず</p> <p>政府は</p> <p>所得税法第二百三條の二、特別措置法第五條の二十六第一項及び復興財確法第二十八條第一項</p>
<p>復興財確法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず</p>	<p>これら</p> <p>復興財確法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず</p> <p>政府は</p> <p>所得税法第二百三條の二、特別措置法第五條の二十六第一項及び復興財確法第二十八條第一項</p>

		災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第五項		災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第六項	
申告書	同法	同条	第百八十三条	又は第二百四条第一項	同項又は同法
申告書並びにこれらの	所得税法	これら	第百八十三条、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項	及び第二百四条第一項の規定、特別措置法第五条の二十六第一項の規定並びに復興財確法第二十八条第一項	所得税法第七十一条第一項又は
					復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず、政府は
					政府は
					所得税法第二百四条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項

<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律</p>	<p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第七項</p>	
<p>所得税法及び</p>	<p>又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十三条</p>	<p>第百九十条</p>
<p>所得税法、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置</p>	<p>、特別措置法第五条の二十一の規定又は復興財確法第二十三条</p>	<p>申告書に併せて提出する特別措置法第五条の二第八号に規定する防衛特別所得申告書及び復興財確法第六条第八号に規定する復興特別所得申告書</p> <p>第百九十条の規定並びに特別措置法第五条の二十八第一項</p> <p>、特別措置法第五条の十四第二項第一号若しくは第二号又は復興財確法第十七条第二項第一号</p>

<p>第百四十四号。以下この条及び第四十三条において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三條第一項</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第十八條第一項</p>	<p>地方税法</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>の全部又は一部を還付する</p>
<p>法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）及び</p>	<p>特別措置法第三章の二（第五條の七第一項を除く。）、地方税法</p>	<p>（以下この項において「所得税相当額」という。）の全部又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第五條の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額（次項前段又は同條第六項（租税特別措置法第四十一條の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて東日本大震災からの復興のための施策を実施す</p>	<p>令和九年一月一日以後に発行された租税特別措置法</p>	<p>（以下この項において「所得税相当額」という。）の全部又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第五條の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額（次項前段又は同條第六項（租税特別措置法第四十一條の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて東日本大震災からの復興のための施策を実施す</p>

	<p>外国居住者等所得相互免 除法第十八条第二項</p>
	<p>の全部又は一部 を還付する</p>
<p>るために必要な財源の 確保に関する特別措置 法（平成二十三年法律 第百十七号。以下「復 興財確法」という。） 第三十三条第一項の規 定により読み替えて適 用されるこの項前段の 規定により同条第一項 の規定により読み替え て適用されるこの項前 段に規定する復興特別 所得税の額に相当する 金額の還付があつたと きは、同条第一項の規 定により読み替えて適 用されるこの項後段の 規定にかかわらず、特 別措置法第五条の二十 六第十項及び第五条の 二十九第三項の規定を 準用する</p>	<p>（以下この項において 「所得税相当額」とい う。）の全部又は一部 と当該徴収された所得 税の額につき特別措置 法第五条の二十六第一 項の規定により併せて 徴収された防衛特別所 得税の額（前項前段又 は同条第六項（租税特</p>

<p>外国居住者等所得相互免 除法第二十二條第一項</p>	
<p>係る所得税</p>	<p>同法第四編第五章</p>
<p>係る所得税及び防衛特別所得税</p>	<p>別措置法第四十一條の十二第五項に係る部分に限る。)の規定により併せて還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段の規定により同條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段の規定に規定する復興特別所得税の額に相当する金額の還付があつたときは、同條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定にかかわらず、特別措置法第五條の二十六第十項及び第五條の二十九第三項の規定を準用する</p> <p>同法第四編第五章及び特別措置法第五條の二十六第一項</p>

	<p>外国居住者等所得相互免 除法第二十二條第二項</p>
<p>申告書を</p>	<p>を還付する</p>
<p>申告書と第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき同項の規定により併せて徴収された又は徴収されるべき防衛特別所得税の額（以下この条において「対象源泉徴収防衛特別税額」という。）並びに当該対象源泉徴収防衛特別税額の計算の基礎その他総務省令、財務省令で定める事項を記載した申告書とを併せて</p>	<p>及び対象源泉徴収防衛特別税額に相当する防衛特別所得税を併せて還付する。この場合において、当該所得税に併せて復興財確法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段の規定による同条第一項の規定により読み替えて適用される前項に規定する対象源泉徴収特別税額に相当する復興特別所得税の還付があつたときは、同条第一項の</p>

<p>外国居住者等所得相互免 除法第三十三条第一項</p>	<p>外国居住者等所得相互免 除法第二十五条</p>		<p>外国居住者等所得相互免 除法第二十二條第三項</p>	
<p>を支給する</p>	<p>同項各号</p>	<p>第四編第五章</p>	<p>。の</p>	<p>同項</p>
<p>と当該納付された金額 につき特別措置法第五</p>	<p>第二十三條第一項各号</p>	<p>第四編第五章及び特別 措置法第五条の二十六 第一項</p>	<p>。又は対象源泉徴収 防衛特別税額の</p>	<p>のとし、前項</p>
<p>規定により読み替えて 適用されるこの項後段 の規定にかかわらず、 特別措置法第五条の十 六第六項の規定を準用 する</p>	<p>特別措置法第五条の十 六第六項中「前項の規 定及び同条第五項」と あるのは、「第五条の 三十一第一項及び復興 財確法第三十三條第一 項の規定により読み替 えて適用される外国居 住者等の所得に対する 相互主義による所得税 等の非課税等に関する 法律第二十二條第二項 前段」と読み替えるも のとし、前項</p>			

条の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額に相当する給付金（以下この条において「防衛特別所得税過誤納相当額」という。）とを併せて支給するものとし、当該特別過誤納金に併せて復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項本文の規定により復興特別所得税過誤納相当額（同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する復興特別所得税過誤納相当額をいう。以下この条において同じ。）の支給があつた場合においてには復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項本文において準用する復興財確法第二十八条第九項の規定にかかわらず特別措置法第五条の第二十六第十項の規定を、特別過誤納金、防衛特別所得税過誤納相当額及び

	外国居住者等所得相互免 除法第三十三条第二項	
	特別過誤納金	ときは
復興特別所得税過誤納 相当額の計算並びに特 別過誤納金、防衛特別 所得税過誤納相当額及 び復興特別所得税過誤 納相当額を未納の源泉 徴収に係る防衛特別所 得税、復興特別所得税 及び所得税に充当する 場合については復興財 確法第三十三条第一項 の規定により読み替え て適用されるこの項本 文において準用する復 興財確法第三十一条第 三項の規定にかかわら ず特別措置法第五条の 二十九第三項の規定を 、それぞれ準用する	特別過誤納金、防衛特 別所得税過誤納相当額 及び復興特別所得税過 誤納相当額	給付金及び当該給付金 の額に百分の二・一を 乗じて計算した金額に 相当する給付金 ときは、復興財確法第 三十三条第一項の規定 により読み替えて適用

	外国居住者等所得相互免 除法第三十三条第三項		外国居住者等所得相互免 除法第三十三条第三項第 一号及び第二号	外国居住者等所得相互免 除法第三十三条第五項	外国居住者等所得相互免 除法第三十三条第六項		外国居住者等所得相互免 除法第三十三条第七項
	特別過誤納金、 特別過誤納金、	場合には、次の	特別過誤納金	特別過誤納金	第一項の特別過 誤納金	特別過誤納金又 は	までの特別過誤 納金
されるこの項の規定に かかわらず	特別過誤納金、防衛特 別所得税過誤納相当額 、復興特別所得税過誤 納相当額、	場合には、復興財確法 第三十三条第一項の規 定により読み替えて適 用されるこの項の規定 にかかわらず、次の	特別過誤納金、防衛特 別所得税過誤納相当額 及び復興特別所得税過 誤納相当額	特別過誤納金、防衛特 別所得税過誤納相当額	第一項の特別過誤納金 及び防衛特別所得税過 誤納相当額	特別過誤納金及び防衛 特別所得税過誤納相当 額又は	までの特別過誤納金、 防衛特別所得税過誤納 相当額

	<p>規定する特別過誤納金</p>	<p>規定する特別過誤納金及び防衛特別所得税過誤納相当額</p>
<p>外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項</p>	<p>第六十七条の十八第一項」と、</p>	<p>第六十七条の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十七条第一項において準用するこの条の規定は適用せず」と、「同法</p>
<p>「第四十条の三の三第一項</p>	<p>所得税に係る延滞税</p>	<p>「租税特別措置法第四十条の三の三第一項所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税</p>
<p>前条第一項中</p>	<p>所得税の額</p>	<p>前条第一項中「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項において準用するこの項の規定は適用せず」と、</p>
<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額、防衛特別</p>	<p>所得税の額、防衛特別</p>

	外国居住者等所得相互免除法第三十七条第二項			租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この条及び第四十三条において「租税条約等実施特例法」という。）第三条第一項
	所得税又は	所得税の額	所得税に係る延滞税	所得税を
所得税の額及び復興特別所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税を
とし、当該免税対象の役務提供対価につきこれらの規定により徴収して納付すべき所得税の額については、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五條の二十六第一項の規定の適用があるものとする				とする

租税条約等実施特例法第
三条第二項

を還付する

(以下この項において「所得税相当額」という。)と当該所得税の額につき特別措置法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額に相当する金額とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段の規定により同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定にかかわらず、特別措置法第五条の二

	租税条約等実施特例法第三條第三項		租税条約等実施特例法第三條の三第一項
	所得税がある	前項	所得税が国に
十六第十項及び第五條の二十九第三項の規定を準用する	所得税及び当該所得税につき特別措置法第五條の二十六第一項の規定により併せて徴収すべき防衛特別所得税がある	特別措置法第五條の三十一第一項の規定により読み替えて適用される前項前段	所得税及び当該所得税に併せて徴収すべき防衛特別所得税が国に 令和九年一月一日以後に発行された租税特別措置法 所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の (以下この項において「所得税相当額」という。)の全部又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置
	の全部又は一部を還付する	租税特別措置法	所得税の

租税条約等実施特例法第	
所得税の	
所得税及び当該所得税	<p>法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額（次項前段又は同条第六項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段の規定により同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定にかかわらず、特別措置法第五条の二十六第十項及び第五条の二十九第三項の規定を準用する</p>

の全部又は一部
を還付する

の)に係る防衛特別所得税

(以下この項において「所得税相当額」という。)の全部又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額(前項前段又は同条第六項(租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。))の規定により併せて還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段の規定により同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項の規定により読み

	租税条約等実施特例法第五條の二の二第五項
	を還付する
<p>替えて適用されるこの項後段の規定にかかわらず、特別措置法第五條の二十六第十項及び第五條の二十九第三項の規定を準用する</p>	<p>(以下この項において「所得税相当額」という。)と当該所得税の額につき特別措置法第五條の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額のうち当該特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段の規定により同條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の額のうち当該特定社会保険料に対応する部分の金額として政令</p>

	租税条約等実施特例法第六條	復興財確法第十三條の二第一項	復興財確法第十三條の二第二項 復興財確法第十三條の二第三項
	同法	第三十三條第一項	第三十三條第一項 同法
<p>で定めるところにより計算した金額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定にかかわらず、特別措置法第五条の二十六第十項及び第五条の二十九第三項の規定を準用する</p>	同法、特別措置法	<p>我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第五條の三十一第一項</p>	<p>特別措置法第五条の三十一第一項 特別措置法第五条の三十一第一項 特別措置法第五条の三十一第一項</p> <p>所得税法</p>

復興財確法第二十八条第二項	第三十三条第一項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項
国税通則法第二条第二号	及び	及び防衛特別所得税並びに
国税通則法第二条第八号	所得税法	所得税法、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）
国税通則法第十五条第二項第一号及び第二号	所得税	所得税及び防衛特別所得税
国税通則法第十五条第三項第一号	（以下「予定納税に係る所得税」	及び特別措置法第五条の十三（予定納税）の規定により納付すべき防衛特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」
国税通則法第二十一条第二項、第三十条第二項及び第三十三条第二項	所得税	所得税、防衛特別所得税
国税通則法第三十七条第一項	予定納税に係る所得税	予定納税に係る所得税等

<p>国税通則法第四十三條第二項</p>	<p>国税通則法第四十六條第一項第三号及び第六十條第一項第四号</p>	<p>国税通則法第六十五條第三項第二号</p>	<p>国税通則法第七十條第五項第三号</p>
<p>所得稅</p>	<p>予定納稅に係る所得稅</p>	<p>加算した金額</p>	<p>所得稅（当該所得稅）</p>
<p>所得稅、防衛特別所得稅</p>	<p>予定納稅に係る所得稅等</p>	<p>加算した金額（特別措置法第五條の十一（外国稅額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第五條の十四第一項第三号（課稅標準及び稅額の申告）に規定する源泉徴収特別稅額に相当する金額又は同條第四項に規定する予納特別稅額があるときは、これらの金額を加算した金額）</p>	<p>所得稅、防衛特別所得稅、 所得稅及び当該所得稅に係る防衛特別所得稅（これらの稅）</p>
<p>国外転出等特例の適用がある場</p>	<p>国外転出等特例の適用がある場合の所得稅等</p>		

	国税通則法第七十二条第三項 国外転出等特例の適用がある場合の所得税	合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税等	国内転出等特例の適用がある場合の所得税等	国内転出等特例の適用がある場合の所得税等	国内転出等特例の適用がある場合の所得税等	国内転出等特例の適用がある場合の所得税等
国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税
国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税	国内転出等特例の適用がある場合の所得税

<p>内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第六項及び第七項</p>	<p>内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の第三項</p>	<p>内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の第三項</p>	<p>法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十一条の二</p>	<p>法人税法第六十九条の二 第一項</p>
<p>国外財産に係る 所得税</p>	<p>所得税（ 財産債務に係る 所得税</p>	<p>財産債務に係る 所得税</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額 、政令</p>
<p>国外財産に係る所得税 等</p>	<p>所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税（ 財産債務に係る所得税 等</p>	<p>財産債務に係る所得税 等</p>	<p>所得税の額、防衛特別 所得税の額及び復興特 別所得税の額</p>	<p>所得税、防衛特別所得 税及び復興特別所得 額の合計額 、東日本大震災からの 復興のための施策を 実施するために必要な 財源の確保に関する特 別措置法（平成二十三年</p>

<p>地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条の二第一項</p>		<p>法人税法第四十四条の二の二第一項</p>	<p>法人税法第四十二条の六の二</p>	
<p>法人税法</p>	<p>政令</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額</p>	
<p>我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この条において「特別措置法」という。）</p>	<p>復興財確法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令</p>	<p>所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額</p>	<p>所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額</p>	<p>法律第十七号。以下「復興財確法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令</p>

<p>地方法人税法第十二条の 二第二項</p>						
<p>地方法人税法第十二条の 二第四項</p>	<p>法人税法</p>	<p>ときは</p>	<p>つき同法</p>	<p>法人税法</p>	<p>ときは</p>	
<p>特別措置法第五条の三 十一第一項の規定によ り読み替えて適用され</p>	<p>ときは、復興財確法第 三十三条第一項の規定 により読み替えて適用 されるこの項の規定に かかわらず</p>	<p>つき法人税法</p>	<p>特別措置法第五条の三 十一第一項の規定によ り読み替えて適用され る法人税法</p>	<p>特別措置法第五条の三 十一第一項の規定によ り読み替えて適用 されるこの項の規定に かかわらず</p>	<p>第五条の三十一第一項 の規定により読み替え て適用される法人税法</p>	

	相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十四条第二項	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の三	同法	所得税	及び同法	の合計額	る法人税法	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	所得税、防衛特別所得税	同法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。以下この条において「復興財確法」という。）第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額、同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の十一第一項の政令で定めるところに
--	----------------------------	------------------------------	----	-----	------	------	-------	-------------------------------------	-------------	----	--

	ときは	より計算した金額及び同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額の合計額
八 地方税法第三百十四条の	及び同法	、同法
	に 控除限度額並び	控除限度額、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「復興財確法」という。）第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額、同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の十一第一項の政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項の政令で定める

	ときは	金額並びに ところにより計算した ときは、復興財確法第 三十三条第一項の規定 により読み替えて適用 されるこの条の規定に かかわらず
地方税法第七百三十四条 第三項	第二款	第二款（我が国の防衛 力の抜本的な強化等の ために必要な財源の確 保に関する特別措置法 第五条の三十一第一項 の規定により読み替え て適用される場合を含 む。）
第三章第一節（ 第三章第一節）	前項第二号	第三章第一節（我が国 の防衛力の抜本的な強 化等のために必要な財 源の確保に関する特別 措置法第五条の三十一 第一項の規定により読 み替えて適用される場 合を含み、
地方税法第七百三十六条 第三項	同項第二号	前項第二号

法人の各事業年度（第六条第十二号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第五条の六第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては、同号イ又はロに掲げ

る国内源泉所得の区分)に就き当該各号に定める国内源泉所得(同条第一号に定める国内源泉所得にあつては、同号イ又はロに掲げる国内源泉所得)で第五条の六第五号イ及びロに掲げる所得とする。)につきこの章の規定により課される防衛特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度における当該防衛特別所得税の額は、当該各事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項(同法第四百四十四条において準用する場合を含む。)に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該防衛特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3| 第一項に定めるもののほか、所得税及び防衛特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一項第一号及び第二百二十三条第一項の規定の適用については、所得税及び防衛特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 所得税又は防衛特別所得税に係る国税通則法第九十条第一項に規定する更正決定等(以下この号において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該所得税又は防衛特別所得税と同法第二条第五号に規定する納税者及び年分(源泉徴収に係るこれらの税にあつては、第五条の二十六第一項に規定する法定納期限)が同一である他の防衛特別所得税又は所得税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百四条第二項又は第一百五十一条第二号の規定の適用については、当該他の防衛特別所得税又は所得税についてされた更正決定等は、当該所得税又は防衛特別所得税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

4| 第一項に定めるもののほか、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 次に掲げる所得については、第五条の五及び第五条の二十四から第五十五条の二十六までの規定(二に掲げる所得及び居住者が支払を受けるホに掲げる所得については、同条の規定)は、適用しない。

イ 外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項の規定の適用がある

同項に規定する対象配当等

ロ 外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項の規定の適用がある

同項に規定する対象配当等

ハ 外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項の規定の適用がある

同項に規定する対象配当等

ニ 外国居住者等所得相互免除法第七条第五項に規定する第三国団体
対象事業所得、外国居住者等所得相互免除法第十一条第四項に規定
する第三国団体対象国際運輸業所得、外国居住者等所得相互免除法
第十五条第七項の規定の適用がある同項に規定する第三国団体対象
配当等、同条第八項の規定の適用がある同項に規定する非課税対象
利子又は外国居住者等所得相互免除法第十九条第五項に規定する第
三国団体対象譲渡所得

ホ 外国居住者等所得相互免除法第七条第六項に規定する特定対象事
業所得、外国居住者等所得相互免除法第十一条第五項に規定する特
定対象国際運輸業所得、外国居住者等所得相互免除法第十五条第九
項の規定の適用がある同項に規定する特定対象配当等又は同条第十
項の規定の適用がある同項に規定する特定非課税対象利子

二 前号ニに掲げる所得につき外国居住者等所得相互免除法第七条第七
項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第六項、第十五条第十二項
又は第十九条第六項において準用する場合を含む。）において準用す
る所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者に
ついては、第五条の第十四第五項及び第七項並びに第五条の第十五第十
二項から第十五項までの規定を準用する。この場合において、同条第十
四項中「同条第十四項」とあるのは「復興財確法第三十三條第四項第
二号において準用する復興財確法第十八條第十四項」と、「第十三項
の規定及び同条第十三項」とあるのは「第五条の三十一第四項第二号
において準用する第十三項の規定及び復興財確法第三十三條第四項第
二号において準用する復興財確法第十八條第十三項」と読み替えるも
のとす。

三 第一号ニ又はホに掲げる所得につき外国居住者等所得相互免除法第
七条第八項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第七項又は第
十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第十項後段（外国
居住者等所得相互免除法第十一条第八項又は第十五条第十四項におい

て準用する場合を含む。）、第十二項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第九項又は第十五条第十五項において準用する場合を含む。）、第十四項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十項又は第十五条第十六項において準用する場合を含む。）、第十六項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十一項又は第十五条第十七項において準用する場合を含む。）又は第十八項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十二項又は第十五条第十八項において準用する場合を含む。）の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該所得につきこれらの規定により外国居住者等所得相互免除法第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除する前の税率により計算した所得税の額を第五条の六第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

5| 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第一項の規定は、同項に規定する所得税等の非課税等に関する規定若しくは同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等所得相互免除法第十五条第三十項の規定が適用されないことにより、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等に関し、その内容が異なることとなった場合について準用する。

6| 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項及び第三項の規定は、同条第一項の国税庁長官の確認があつたことにより、居住者の各年分の防衛特別所得税の額又は非居住者である外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の防衛特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

7| 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項の規定は、居住者又は非居住者である外国居住者等が第五条の十九第二項各号に掲げる金額につき外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第五条の十

四第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は非居住者である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項中「第七条第四項」とあるのは「第七条第四項（同項の表所得税法第五十三条の項に係る部分に限る。）」と、「同条第四項の表所得税法第五十三条の項及び法人税法第八十一条の項」とあるのは「同表所得税法第五十三条の項」と、「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）」とあるのは「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）」（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第六項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

8| 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第六項の規定は、第六項において準用する同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項の規定又は第六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

9| 第一項に定めるもののほか、租税条約等実施特例法の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 相手国居住者等配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等をいう。以下この号において同じ。）又は次に掲げる配当等（同項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）のうち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定の適用があるものであつて当該相手国居住者等配当等若しくは当該配当等につきそれぞれ適用さ

れる限度税率（二に掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。

第三号において「適用限度税率」という。）が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの（以下この項において「限度税率適用配当等」という。）又は所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの（以下この項において「免除適用配当等」という。）

（）については、第五条の五及び第五条の二十四から第五条の二十六までの規定（八に掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受ける二に掲げる配当等に係るものについては、同条の規定）は、適用しない。

イ 租税条約等実施特例法第三条の二第三項に規定する株主等配当等
ロ 租税条約等実施特例法第三条の二第五項に規定する相手国団体配当等

ハ 租税条約等実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等

二 租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等

二 限度税率適用配当等又は免除適用配当等（前号ハに掲げる配当等に係るものに限る。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十三項において準用する所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第五条の十四第五項及び第七項並びに第五条の十五第十二項から第十五項までの規定を準用する。この場合において、同条第十四項中「同条第十四項」とあるのは「復興財確法第十三条第九項第二号において準用する復興財確法第十八条第十四項」と、「第十三項の規定及び同条第十三項」とあるのは「第五条の三十一第九項第二号において準用する第十三項の規定及び復興財確法第十三条第九項第二号において準用する復興財確法第十八条第十三項」と読み替えるものとする。

三 限度税率適用配当等又は免除適用配当等（第一号ハ又は二に掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により

所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を第五条の六第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

10| 租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の防衛特別所得税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の防衛特別所得税の額のうち減額されるものがある場合について準用する。

11| 租税条約等実施特例法第七条第四項（同項の表所得税法第五百十三条の項に係る部分に限る。）の規定は、居住者又は相手国居住者等が第五条の十九第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第五条の十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、同表所得税法第五百十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第十項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

12| 租税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第十項において準用する同条第一項又は第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

13| 前各項に定めるもののほか、防衛特別所得税に係る所得税法その他の

法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第五條の三十二 偽りその他不正の行為により、第五條の十四第一項第二号に規定する防衛特別所得税の額（第五條の十一の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした防衛特別所得税の額）又は第五條の十四第五項第一号若しくは第四号イに規定する防衛特別所得税の額につき防衛特別所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた防衛特別所得税の額が千円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千円を超えその免れた防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第五條の十四第一項若しくは第五項又は第五條の十八第三項において準用する所得税法第五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）、第五條の十八第四項において準用する同法第五十一条の五第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第五條の十八第六項において準用する同法第五十一条の六第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第五條の十四第一項第二号に規定する防衛特別所得税の額（第五條の十一の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした防衛特別所得税の額）又は第五條の十四第五項第一号若しくは第四号イに規定する防衛特別所得税の額につき防衛特別所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた防衛特別所得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第五条の三十三 偽りその他不正の行為により、第五条の二十六から第五
条の二十八までの規定により徴収されるべき防衛特別所得税を免れたと
きは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下
の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 前項の免れた防衛特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状によ
り、同項の罰金は、百万円を超えその免れた防衛特別所得税の額に相当
する金額以下とすることができる。

第五条の三十四 第五条の二十六から第五条の二十八までの規定により徴
収して納付すべき防衛特別所得税を納付しなかつたときは、その違反行
為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。

2| 前項の納付しなかつた防衛特別所得税の額が二百万円を超えるときは
、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかつた防衛
特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第五条の三十五 正当な理由がなく第五条の十四第一項若しくは第五項
又は第五条の十八第三項において準用する所得税法第五十一条の四第
一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十六条において準用す
る場合を含む。）、第五条の十八第四項において準用する同法第五十
一条の五第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）若
しくは第五条の十八第六項において準用する同法第五十一条の六第一
項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申
告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした
者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情
状により、その刑を免除することができる。

第五条の三十六 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為
をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の三十第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第
一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの
答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
たとき。

二 第五条の三十第一項において準用する国税通則法第七十四条の第二項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第五条の三十七 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五条の三十二から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第五条の三十二第一項若しくは第三項、第五条の三十三第一項又は第五条の三十四第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（定義）

第六条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二 十五 省略

十六 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十七 二十二 省略

（基準法人税額）

第十条 この章（第四十三条第二項第二号を除く。）において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

第六条 同上

（定義）

一 内国法人 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二 十五 同上

十六 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十条八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十七 二十二 同上

（基準法人税額）

第十条 同上

一 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき内国法人 当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十八条から第七十条の二まで並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項、第四十二条の十四第一項及び第四項（同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。））、第六十六条の七第四項並びに第六十六条の九の三第三項の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

二 省 略

（外国税額の控除）

第十六条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項及び地方税法第十二条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象外国法人税の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいい、租税特別措置法第六十六条の七第一項又は第六十六条の九の三第一項の規定により法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。第十六項及び第十七項において同じ。）が法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額及び地方税法第十二条第一項に規定する地方税法控除限度額の合計額を超えるときは、防衛特別法人税控除限度額（第十四条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の防衛特別法人税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の国外所得金額（法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいう。第四項において同じ。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2 20 省 略

（分配時調整外国税相当額の控除）

第十七条 内国法人が各課税事業年度において第五十条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項及び地方税法第十二条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該

一 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき内国法人 当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十八条から第七十条の二まで並びに租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二条の十二の六第六項及び第七項、第四十二条の十四第一項及び第四項（同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。））、第六十六条の七第四項並びに第六十六条の九の三第三項の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

二 同 上

（外国税額の控除）

第十六条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項及び地方税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象外国法人税の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいい、租税特別措置法第六十六条の七第一項又は第六十六条の九の三第一項の規定により法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。第十六項及び第十七項において同じ。）が法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額及び地方税法第十二条第一項に規定する地方税法控除限度額の合計額を超えるときは、防衛特別法人税控除限度額（第十四条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の防衛特別法人税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の国外所得金額（法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいう。第四項において同じ。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2 20 同 上

（分配時調整外国税相当額の控除）

第十七条 内国法人が各課税事業年度において東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。以下この条及び次条において「復興財確法

課税事業年度の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第十条第一号に定める基準法人税額（当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項若しくは第七項の規定により控除された金額又は同法第四十二条の十四第一項若しくは第四項（同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。）の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該控除された金額を控除した金額に当該加算された金額を加算した金額）及び地方税法第十一条に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2

恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四百四十四条の二の二第一項及び地方税法第十二条の二第二項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第十条第一号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十四条から第四百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）及び地方税法第十二条の二第二項に規定する政令で定める金額の合計額を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項又は第七項の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に当該課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額のみを課税標準法人税額として第十四条の規定を適用して計算した場合の防衛特別法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

（と同一。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項及び地方税法第十二条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第十条第一号に定める基準法人税額（当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項若しくは第七項の規定により控除された金額又は同法第四十二条の十四第一項若しくは第四項（同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。）の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該控除された金額を控除した金額に当該加算された金額を加算した金額）及び地方税法第十一条に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2

恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四百四十四条の二の二第一項及び地方税法第十二条の二第二項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第十条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十四条から第四百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）及び地方税法第十二条の二第二項に規定する政令で定める金額の合計額を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項又は第七項の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に当該課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額のみを課税標準法人税額として第十四条の規定を適用して計算した場合の防衛特別法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

3 省略

4 第一項及び第二項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額（第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、第一項及び第二項の規定による控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

5 省略

（控除対象所得税額等相当額の控除）

第十八条 内国法人が各防衛特別法人税課税事業年度（第十一条に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）において第五十条の三十一第一項、第四十三条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第三項において「復興財確法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該防衛特別法人税課税事業年度の同条第四項に規定する控除対象所得税額等相当額が同条第十項に規定する事業年度の同条第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する課税事業年度の同項に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を当該防衛特別法人税課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2 内国法人が各防衛特別法人税課税事業年度において第五十条の三十一第一項、第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定の適用を受ける場合において、当該防衛特別法人税課税事業年度の同条第三項に規定する控除対象所得税額等相当額が同条第九項に規定する事業年度の同条第三項に規定する法人税の額及び同条第九項に

3 同上

4 第一項及び第二項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額（復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、第一項及び第二項の規定による控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

5 同上

（控除対象所得税額等相当額の控除）

第十八条 内国法人が各防衛特別法人税課税事業年度（第十一条に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）において第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該防衛特別法人税課税事業年度の同条第四項に規定する控除対象所得税額等相当額が同条第十項に規定する事業年度の同条第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する課税事業年度の同項に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を当該防衛特別法人税課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2 内国法人が各防衛特別法人税課税事業年度において第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定の適用を受ける場合において、当該防衛特別法人税課税事業年度の同条第三項に規定する控除対象所得税額等相当額が同条第九項に規定する事業年度の同条第三項に規定する法人税の額及び同条第九項に規定する課税事業年度の

規定する課税事業年度の同項に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を当該防衛特別法人税課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

3 前二項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に前二項の規定による控除の対象となる所得税等の額（第五条の三十一第一項、第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第三項に規定する所得税等の額をいう。以下この項において同じ。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

4 省略

（更正に関する特例）

第三十五条 省略

2 税務署長が第三十九条第一項の更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及びニ又はホに掲げる金額のうち我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十九条第一項又は第二項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例）の規定の適用がある金額」とする。

（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）

第四十三条 この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第二十六条第一項第三号	省略	省略
又は我が国の防衛力の抜本的な強化等の		

同項に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を当該防衛特別法人税課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

3 前二項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に前二項の規定による控除の対象となる所得税等の額（第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第三項に規定する所得税等の額をいう。以下この項において同じ。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

4 同上

（更正に関する特例）

第三十五条 同上

2 税務署長が第三十九条第一項の更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及びニ又はホに掲げる金額のうち我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第三十九条第一項又は第二項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例）の規定の適用がある金額」とする。

（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）

第四十三条 同上

同上	同上	同上
又は我が国の防衛力の抜本的な強化等の		

法人税法第 二十六条第 一項第四号	省略	省略	ために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十一条（外国税額の還付）若しくは第三十七条（更正等による外国税額の還付）の規定
法人税法第 二十六条第 四項、法人 税法第百四 十四条の二 第二項	省略	省略	
法人税法第 百四十五条	省略	省略	
地方法人税 法第二十四 条	掲げる金額 につき	掲げる金額又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第十五号に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき同法第二十五条第一項第一号から第五号までに掲げる金額につき	

租税特別措 置法第九條 の三の二第 七項	同上	同上	同上	同上	ために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第三十一条（外国税額の還付）若しくは第三十七条（更正等による外国税額の還付）の規定
及び地方 人税法	同上	同上	同上	同上	
、地方法人税法及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）	掲げる金額又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第六条第十五号に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき同法第二十五条第一項第一号から第五号までに掲げる金額につき	同上	同上	同上	

租税特別措置法第六十六條の七第四項第一号及び第六十六條の九の三第三項第一号、国税通則法第六十五條第三	租税特別措置法第四十二條の第十四項	省略	租税特別措置法第四十二條の六第十八項
省略	省略	省略	地方法人税法
省略	省略	省略	地方法人税法及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に關する特別措置法（以下「特別措置法」という。）

同上	同上	同上	同上	租税特別措置法第九條の六第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項
同上	同上	同上	同上	及び地方法人税法
同上	同上	同上	地方法人税法及び特別措置法	、地方法人税法及び特別措置法

地方税法第 五十三條第 三十七項	地方税法第 五十三條第 三十八項 地方税法第 七百三十四 條第三項	省略	省略	所得地方法 人税額	額及び	同条第四項	及び第十項	国税通則法 第八十五條 第一項及び 第八十六條 第一項	項第二号
								省略	省略

同上	地方税法（ 昭和二十五 年法律第二 百二十六号 ）第五十三 條第三十六 項	同上	同上						
同上	同上	同上							
同上	及び第十項並びに我が国の防衛力の抜本 的な強化等のために必要な財源の確保に 関する特別措置法（令和五年法律第六十 九号。以下この条において「特別措置法 」という。）第十八條第一項	同上	同上						

16 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第一項の規定は、同項に規定する所得税等の非課税等に関する規定若しくは同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等所得相互免除法第十五条第三十項の規定が適用されないことにより、防衛特別法人税確定申告書を提出し、又は決定を受けた法人の当該防衛特別法人税確定申告書又は決定に係る基準法人税額の計算の基礎となる課税標準等又は税額等に関する、その内容が異なることとなった場合について準用する。

17 省 略

18 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項の規定は、内国法人又は外国法人である外国居住者等が第三十四条各号に掲げる金額につき外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る第二十五条第一項第二号若しくは第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る同項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるとき、その更正を受けた内国法人又は外国法人である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項中「第七条第四項」とあるのは「第七条第四項（同項の表法人税法第八十一条の項及び法人税法第四百五十五条の項に係る部分に限る。）」と、「同条第四項の表所得税法第五百三十三条の項及び法人税法第八十一条の項」とあるのは「同表法人税法第八十一条の項」と、「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の特例等）」とあるのは「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の特例等）」（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十三条

16 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十二条第一項の規定は、同項に規定する所得税等の非課税等に関する規定若しくは同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等所得相互免除法第十五条第三十項の規定が適用されないことにより、防衛特別法人税確定申告書を提出し、又は決定を受けた法人の当該防衛特別法人税確定申告書又は決定に係る基準法人税額の計算の基礎となる課税標準等又は税額等に関する、その内容が異なることとなった場合について準用する。

17 同 上

18 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項の規定は、内国法人又は外国法人である外国居住者等が第三十四条各号に掲げる金額につき外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この条において「租税条約等実施特例法」という。）第七条第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る第二十五条第一項第二号若しくは第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る同項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるとき、その更正を受けた内国法人又は外国法人である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項中「第七条第四項」とあるのは「第七条第四項（同項の表法人税法第八十一条の項及び法人税法第四百五十五条の項に係る部分に限る。）」と、「同条第四項の表所得税法第五百三十三条の項及び法人税法第八十一条の項」とあるのは「同表法人税法第八十一条の項」と、「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の特例等）」とあるのは「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の特例の特

第十七項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。」と、「において準用する租税条約等実施特例法」とあるのは「（特別措置法第四十三条第十七項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等実施特例法」と読み替えるものとする。

19 § 24 省 略

25 前各項に定めるもののほか、防衛特別法人税に係る法人税に関する法令の規定の技術的読替え、租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同法第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第十項又は第六十三条第一項の規定の適用がある場合における前節の規定の適用に関する事項その他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 防衛力強化税外収入等の使途

第五十八条 省 略

2 令和八年度以降の各年度における防衛特別税の収入及びたばこ税の収入額の千分の百九十に相当する額は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てるものとする。

3 省 略

例等）（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十三条第十七項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と、「において準用する租税条約等実施特例法」とあるのは「（特別措置法第四十三条第十七項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等実施特例法」と読み替えるものとする。

19 § 24 同 上

25 前各項に定めるもののほか、防衛特別法人税に係る法人税に関する法令の規定の技術的読替え、租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同法第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定の適用がある場合における前節の規定の適用に関する事項その他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 防衛力強化税外収入等の使途

第五十八条 同 上

2 令和八年度以降の各年度における防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額の千分の百九十に相当する額は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てるものとする。

3 同 上